

自動継続型外貨定期預金規定

2025年3月3日

1. (預入金額・預入単位)

この預金への預入額は、原則当該外貨 3,000 以上、1 通貨単位の金額とします。ただし、当金庫が預入金額の引下げを行う場合には、その預入金額以上となります。

2. (口座への受入れ)

(1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりとします。なお、通貨によっては受入れできないものもあります。

- ① 当金庫所定の外国為替相場により円貨と交換した外貨資金
- ② 外貨普通預金または外貨定期預金からの振替
- ③ 当金庫を支払場所とする外貨建て手形、その他の証券（以下、「証券類」といいます。）で、当金庫が決済を確認したもの
- ④ 外国為替による振込金

(2) 当金庫以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、受入れます。この場合、とくに費用を要するときは、当金庫所定の手数料をいただきます。

(3) 手形要件（とくに振出日、受取人）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

(5) 手形を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. (自動継続)

(1) この預金は、証書記載の満期日に、当初申込時に指定された預入期間（月数）と同一期間の預金に自動継続します。自動継続後の満期日（以下、「次回満期日」といいます。）は、常に当初預入日の日付を基準にして、指定された預入期間（月数）経過後の「応答日」とします。

(2) (1) の場合で、この「応答日」が金融機関休業日になるときは、この「応答日」の翌営業日を「次回満期日」とします。ただし、当該翌営業日が翌月となる場合には、「応答日」の属する月の最終営業日を「次回満期日」とします。

(3) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

(4) 自動継続後の新たな証書は発行しません。発行済みの証書は、解約時に提出してください。

(5) 自動継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の 3 営業日前までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期・支払方法)

この預金は、証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）以後に利息とともに支払います。支払方法は原則として、当金庫所定の為替相場により換算した本邦通貨額を円預金に入金します。また、税引後の外貨元利金を外貨普通預金に振替入金することもできます。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（継続後の預金については第 3 条(3)項の利率）によって計算し、満期日に、税引き後利息を元金に組入れて自動継続します。

(2) 自動継続を停止した場合のこの預金利息は、満期日以後、元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日の当該通貨外貨普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日の当該通貨外貨普通預金の利率によって計算し、元金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は当該通貨 1 通貨単位とし、1 年を 360 日として日割りで計算します。

6. (相場・手数料)

(1) この預金の預入れまたは解約する際、外貨と本邦通貨との間で交換が発生する場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。

(2) この預金の預入れまたは解約する際、同一通貨でその受払いがなされる場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 11 条(4)項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条(4)項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前各項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。

9. (外国通貨現金による払戻し)

この預金から直接に外貨現金による払戻しは行いません。

10. (中途解約・為替予約)

- (1) この預金は原則として中途解約できません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認め、中途解約する場合には第5条(3)項に従い取扱いします。また、中途解約の依頼により発生する当金庫の手数料、費用および損害をご負担いただくことがあります。
- (2) この預金を期日（自動継続後の満期日を含む。）解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める「外国為替予約約定書(外貨普通預金・外貨定期預金用)」の各条項によります。

11. (預金の解約)

- (1) この預金は、当庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期期日前に解約することはできません。
- (2) 解約又は自動継続中止の申し出がない場合、この預金は第3条により自動継続されます。この預金を解約するときは、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により署名捺印し、当初の預金証書とともに提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第8条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

G. その他前記AからFに準ずる者

③ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前記AからDに準ずる行為

12. (届出事項の変更、証書・印章の喪失等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、預金証書を再発行する場合は、再発行をする日における預金内容にて発行します。
- (3) 証書を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。

13. (印鑑照合等)

解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

*この他、以下の「外貨預金共通規定」を参照ください。

以 上

外貨預金共通規定

1. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも、同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知書は書面によるものとし、届出の印章を相殺通知書に押印し、当金庫所定の払戻依頼書にも記名押印し、定期預金の場合は預金証書とともに直ちに当金庫へ提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前②号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 前②号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第(1)項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 第(1)項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第(1)項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

4. (適用法令、裁判所管轄権)

この預金は、上記規定によるほか、外国為替に関する法令が適用されるものとし、この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの記載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上